

いわき市国民健康保険税の納税通知書等の様式を定める規則の一部  
を改正する規則

いわき市国民健康保険税の納税通知書等の様式を定める規則（昭和45年いわき市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改める。

（「次のよう」は別紙）

附 則

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4号様式は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税に係る納税通知書（いわき市国民健康保険税条例（昭和41年いわき市条例第45号）第20条に規定する納税通知書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税に係る納税通知書については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

(1) 仮徴収の場合以外の場合

年度 国民健康保険税納税（兼 更正決定）通知書

通知書番号
納税組合番号

あなたの国民健康保険税額は、次のとおりです。

国民健康保険税額	円
----------	---

年 月 日

福島県いわき市長

印

あん分率（税率）等

区 分	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額	子ども・子育て支援納付金課税額
所得割額	100分の	100分の	100分の	100分の
均等割額	1人につき 円	1人につき 円	1人につき 円	1人につき 円
平等割額	特定世帯等	1世帯につき 円	1世帯につき 円	1世帯につき 円
	特定世帯等以外の世帯	1世帯につき 円	1世帯につき 円	1世帯につき 円
課税限度額	円	円	円	円

振替口座

金融機関名	
口座番号	
口座名義人	

軽減される割合

均等割額及び平等割額
割軽減



期別・月別の納付額

普通徴収	期別	更正前	更正後	増減額	納期限
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
	合計				
特別徴収	月別	更正前	更正後	増減額	年金支給日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
	合計				

更正の事由

特別徴収に関する事項

特別徴収の対象となる被保険者	氏名	
	性別	
	生年月日	年 月 日生
	住所	
特別徴収の対象となる年金	種類	
	金額	円
特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者		



## 課税の根拠等について

### 1 課税の根拠

この税は、地方税法第703条の4及びいわき市国民健康保険税条例第1条の規定により課されたものです。

### 2 納税義務者

- (1) 国民健康保険の被保険者である世帯主が納税義務者です。
- (2) 国民健康保険の被保険者でない世帯主でも、その世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、その世帯主が納税義務者です。

### 3 課税額の算出方法

国民健康保険税の課税額は、次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額です。

それぞれの課税額ごとのあん分率（税率）及び課税限度額は、表面に表示してあります。

- (1) 所得割額、均等割額及び平等割額の合計により算出した基礎課税額
- (2) 所得割額、均等割額及び平等割額の合計により算出した後期高齢者支援金等課税額
- (3) 所得割額、均等割額及び平等割額の合計により算出した介護納付金課税額
- (4) 所得割額、均等割額、18歳以上均等割額及び平等割額の合計により算出した子ども・子育て支援納付金課税額

### 4 課税の算出基礎

備考 課税の算出基礎は、所得割額の算出基礎（課税標準）を記載する。

### 5 税金を納期限までに完納しなかつた場合

備考 税金を納期限までに完納しなかつた場合は、延滞金、督促及び滞納処分を記載する。

### 6 審査請求

この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

### 7 処分の取消しを求める訴えの提起

この処分の取消しを求める訴えは、前項の規定による審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年度  
いわき市 国民健康保険税 納付書兼納付済通知書

口座番号	加入者名	いわき市会計管理者	納付税額
			円
納期限			
年 月 日			

領収しましたので 通知します。 いわき市会計管理者 様		督促手数料 円	領収日付印
		延滞金 円	
納付者氏名	合計 円		

いわき市 国民健康保険税  
納付書

口座番号	加入者名	いわき市会計管理者
年度 第 期		
納期限		
年 月 日		

納付税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納付者氏名	
通知番号	

領収日付印

年度  
国民健康保険税領収証書

様

第 期 納 期 限	
年 月 日	
通知書番号	第 期
確認番号	
納付税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
い わ き 市	
本書のとおり領収しました。	

口座番号	加入者名	いわき市会計管理者
領収日付印		

(2) 仮徴収の場合

年度 国民健康保険税納税（兼 更正決定）通知書

あなたの国民健康保険税について、いわき市国民健康保険条例に基づき次のとおり特別徴収しますので、通知します。

年 月 日

福島県いわき市長 印

年度前半（4、6、8月）の納期ごとの国民健康保険税額

通知書番号			
年金支払月	当初課税（円）	更正課税（円）	増減額（円）
4 月			
6 月			
8 月			
合計額			

特別徴収の対象となる被保険者	氏 名	
	性 別	
	生 年 月 日	年 月 日生
特別徴収の対象となる年金	種 類	
	金 額	円
特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者		

1 審査請求

この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しを求める訴えの提起

この処分の取消しを求める訴えは、前項の規定による審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。